

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名称 静岡市日影沢親水園
- 2 指定管理者の名称 企業組合 魚魚の里
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日～令和8年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

地域の住民団体による管理が施設の設置目的を効果的に達成できる施設

【該当理由】

当該施設の設置目的である「市民の健全な余暇の利用及び山間地域の振興」を達成するためには、地域住民が当該施設を地域振興の核として自ら管理運営を行うことが効果的である。

このため、当該施設の管理運営のために地域住民により設立され、開設以来管理運営を行っている「企業組合 魚魚の里」を対象とする。

イ 募 集 期 間 令和4年10月3日～令和4年11月4日

ウ 募集対象団体 企業組合 魚魚の里

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書 類 審 査 令和4年11月24日

(イ) プレゼンテーション 令和4年11月24日

イ 審査委員会

委員長 気田 敏弘（中山間地振興担当部長）

委 員 杉山美樹江（公益財団法人するが企画観光局地域連携部長）

〃 松下由美子（静岡県温泉協会書記）

〃 靱矢 雅浩（賤機都市山村交流センター館長）

〃 杉本 守（参与兼農業政策課長）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称 企業組合 魚魚の里

(イ) 点 数 78.0点/100点満点（市が設定した最低基準点70点）

(ウ) 指定管理料提示額 完全利用料金制

イ 総 評（選定の理由等）

仕様書に基づいた事業理念が明確となっており、施設に課された課題を十分に認識し、地域の連携に活路を見出し、事業計画に反映している。さらに、屋外施設ならではの冬の利用者の獲得についても、施設の立地環境や自らの商品・サービスを活かした新たな顧客獲得策を提案する等、地域一体となった課題解決、誘客促進に取り組もうとする意志を強く感じたことが高く評価された。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、  
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、  
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和5年3月17日

(6) 指 定 令和5年3月22日

(7) 公 告 令和5年3月23日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市日影沢親水園

基本項目	審査項目	比重①	評価 ②	点数 ①×②
事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。 【二五点】	施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 1		
	施設の設置目的である「山間地域の振興」を十分に理解し、その目的を達成するための事業が事業計画に盛り込まれているか。	× 2		
	市が示した方向性や目標、その他仕様書全体の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 2		
	【所見欄】			
事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。 【二五点】	市民ニーズの把握と施設運営への適切な繁栄策が示されているか。	× 1		
	市民サービス向上のための適切な方策が示されているか。	× 1		
	利用者増加のための具体的方策が示されているか。	× 2		
	事業計画を実施するために、必要な予算措置がなされているか。	× 1		
【所見欄】				
事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。 【三〇点】	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。	× 2		
	必要な人員が確保されているか。	× 1		
	事故、災害など緊急時における対策は適切か。	× 1		
	従業員の資質向上策はあるか。	× 1		
	個人情報保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	× 1		
【所見欄】				

有していること。 【一五点】	管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有しているか。	決算収支の状況は適正であるか。	× 1		
		適正な経理的処理能力を有しているか。	× 1		
		過去数年間に於いて損失が続いていないか。	× 1		
	【所見欄】				
その他 【五点】	事業を取り組む自主性及び積極性が見受けられるか。	× 1			
	【所見欄】				

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1  
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とする。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】